障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（概要）

１．改正の趣旨

○　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 87 条第１項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 19 第１項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

○　現行の基本指針は、市町村及び都道府県が令和６年度から令和８年度までの第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めているところ、市町村及び都道府県が令和９年度から令和 11 年度までの第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画（以下「計画」という。）を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、令和８年３月 31 日に現行の基本指針を全部改正し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和８年こども家庭庁・厚生労働省告示第４号。以下「新基本指針」という。）を公布した（令和９年４月１日適用）。

○　今般、社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 51 号）及び医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第 77 号。以下「改正法」という。）が成立したことを踏まえ、新基本指針について必要な改正を行う。

２．改正の概要

○　社会福祉法等の一部を改正する法律により障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、人材確保、生産性向上及び経営基盤の確立に係る取組事項が計画における記載事項として定められたこと等を踏まえ、当該取組事項を新基本指針においても位置づけることとする。

○　改正法により、支援の対象者が医療的ケア児のみならず、医療的ケア児であった者であって日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である者等に拡大され、また、医療的ケア児等支援地域協議会が新設されたこと等を踏まえ、新基本指針においても当該協議会の設置に関する事項を盛り込むとともに、必要な用語の整理を行う。

○　その他所要の改正を行う。

３．根拠条項

○　障害者総合支援法第 87 条第１項

○　児童福祉法第 33 条の 19 第１項

４．適用期日

○　令和９年４月１日